

## 自己評価結果について

児童発達支援にかかる基準改正により、適切かつ円滑に利用できるよう、事業所は事業内容に関して情報提供をすることが義務付けられました。

また「児童発達支援ガイドライン」の内容に沿った評価項目が規定され、事業者は各項目について自己評価を行うと共に、利用する障がい児の保護者様により評価を受けて改善し、公表することが義務付けられました。

そこで当施設では保護者様へ「児童発達支援評価表」のご回答を頂きたいと思いましたが、現在利用者様がいません。よって児童発達支援に係る職員へ対しての「児童発達支援自己評価表」を実施し、結果等をご報告いたします。

### ◆課題に対する検討結果◆

#### 「事業所向け自己評価表」

- \* 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症マニュアルを策定し、保護者に周知・説明されているか
- \* 非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出、その他必要な訓練が行われているか
  - ・避難訓練等はしていません。
  - ・入所施設でのマニュアルがありますので、それに従い今後検討したいと思います。
- \* 父母の会の活動の支援や、保護者会等の開催等により保護者同士の連携が支援されているか
  - ・現在父母の会等はありません。
  - ・現在利用者様はいませんが、利用される方が増え課題等が出るようでしたら検討したいと思います。